

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

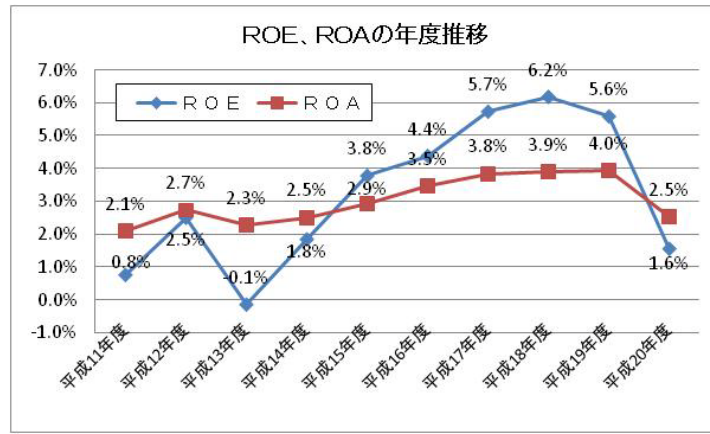
（厚生労働省）

制 度 名	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長					
税 目	登録免許税（租税特別措置法第 80 条、81 条）					
要 望 の 内 容	<p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）に基づく登録免許税の特例措置を平成 24 年 3 月 31 日まで（2 年間）延長する。</p> <p>(1) 対象者 産活法に基づき、事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画、資源生産性革新計画の認定を受けた事業者（当該事業者がその経営を実質的に支配している者（関係事業者）を含む）</p> <p>(2) 特例措置 上記対象者が認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、資本の相当程度の増加、会社の設立等の登記に係る登録免許税を以下のとおり軽減する。</p>					
	租税特別措置法 第80条第1項	措置の内容	通常の 税率	産活法 の特例	軽減率	
	1 号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	
	2 号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	
	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%	
	3 号	分割	0.15%	0.1%	0.05%	
	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分割)	0.7%	0.35%	0.35%	
	4 号(売買)	不動産の所有権の取得	土地	2.0%	1.6%	0.4%
			建物	2.0%	1.6%	0.4%
		船舶の所有権の取得		2.8%	2.3%	0.5%
5 号	合併時	不動産	0.4%	0.2%	0.2%	
		船舶	0.4%	0.3%	0.1%	
	分割時	不動産	0.8%	0.2%	0.6%	
		船舶	2.8%	1.2%	1.6%	
		減収見込額 (平年度)	— (▲ 5, 3 6 6 百万円)			

<p>新設・拡充する又は延長を必要</p>	<p>(1) 政策目的 我が国産業の生産性の向上を実現するため、事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合、資源生産性革新等を通じて事業再編・事業再生を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 本措置は、認定事業者が経営資源の有効活用を図るため、組織再編・事業再編を行う場合において、当該再編に係る費用を軽減することにより、組織再編・事業再編を促すものであり、我が国産業の生産性向上を政策的に支援するものである。</p> <p>特に、平成 20 年下期以降の世界的な経済収縮に対して、業界再編等を通じて対応することは喫緊の課題であり、産活法に基づく生産性向上、事業革新、資源生産性向上など一定の規準を満たす取組について、再編時に課税される登録免許税を軽減することにより、様々な業界における経営統合や組織再編を加速する必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 法律に基づく一定の基準を満たすことについて主務大臣が認定した計画に限り、本措置を講じている。本措置により、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編が促進され、我が国産業の生産性の向上と国際競争力の強化が期待される。</p> <p>また、創設以来 10 年を越えているものの、これまで内外の経済情勢の変化を勘案して法改正を過去 3 回行っており、制度のスクラップ&ビルドを行っている。平成 21 年改正においては、共同事業再編計画及び技術活用事業革新計画を廃止するとともに、資源生産性革新計画を法律に加えて、本措置の対象として追加している。</p>	
<p>今回の要望に関する</p>	<p>政策評価体系における位置付け</p> <p>政策の達成目標</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p> <p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>(基本目標Ⅱ) 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること (施策目標 5) 生活衛生の向上・推進を図ること (5-1) 生活衛生関係事業者の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること。</p> <p>我が国の経営資源の効率的な活用を促進し生産性の向上を実現することを通じて、生活衛生関係事業者の衛生水準の確保、生活衛生の向上、増進を図る。</p> <p>平成 22 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 (2 年間)</p> <p>政策の達成目標と同様</p> <p>【国税】 ・事業革新設備の特別償却 ・資源需給構造変化対応設備等の特別償却 【地方税】 ・不動産取得税の軽減</p> <p>該当無し</p> <p>該当無し</p>
<p>政策の達成状況</p>	<p>産活法を創設した平成 11 年度以降、組織再編や事業再編が促進され我が国の ROA 及び ROE は改善してきたが、平成 20 年度はリーマンショックに端を発する世界的な景気低迷等により大幅に下落する結果となった。</p> <p>① 総資産経常利益率 (ROA) の実績 【制度創設】平成 11 年度 : 2.1% → 平成 20 年度 : 2.5%</p> <p>② 自己資本当期純利益率 (ROE) の実績 【制度創設】平成 11 年度 : 0.8% → 平成 20 年度 : 1.6%</p>	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

※財務省「法人企業統計調査」を元に経済産業省が集計



租税特別措置の適用実績

本措置の過去6年間の適用実績は以下のとおり。
【本措置の適用を受けた計画数】

15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
72	67	57	26	21	18	261

【適用件数(本措置が適用された登記の件数)】

(単位:件)

年度	H18	H19	H20
件数	912	458	994

(法務省「民事・訴訟・人事統計年報」より)

※不動産登記については、例えば1つの敷地内の土地や建物であっても、登記上は細分化されて複数の登記となる場合があり、租特の適用件数はそれを反映しているため、認定計画と比較すると件数が多くなっている。

租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等

登録免許税の軽減措置を講ずることにより、会社設立や増資等の取引に係るコスト(トランザクションコスト)を軽減し、事業再生・事業再編を促進することは、我が国産業の生産性の向上に有効である。
平成15年度～平成20年度に産活法で認定した計画のうち約9割が登録免許税を活用(全省庁ベース)しており、そのうち約9割(経済産業省ベース)の計画が、生産性向上の基準を達成している。

前回要望時の達成目標

我が国の経営資源の効率的な活用を促進し生産性の向上を実現することを通じて、我が国経済の活力向上及び持続的な発展を実現する。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

産活法を創設した平成11年度以降、組織再編や事業再編が促進され我が国のROA及びROEは改善してきたが、平成20年度はリーマンショックに端を発する世界的な景気低迷等により大幅に下落する結果となった。

これまでの要望経緯

平成11年10月創設
平成12年4月税率引き下げ
平成13年4月延長(2年間)及び分割に係る不動産の所有権の取得についての軽減措置を延長
平成15年4月延長(5年間:平成18年以後 縮減)
平成18年4月延長(2年間)及び事業に必要な資産の譲受等に係る不動産の所有権の取得についての軽減措置を規定。
平成20年5月延長(2年間)
平成21年4月延長(会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ)